

諮問日：令和3年12月9日（令和3年度（情）諮問第37号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第51号）

件名：大阪高等裁判所における特定日付の司法行政文書開示申出に係る延長通知に記載された通知予定時期を判断した合理的な理由が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和3年10月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

大阪高等裁判所長官は、本件開示申出文書を廃棄済みと主張しているが、本件開示申出文書は司法行政が適切かつ効率的に運営され、事務の実績の合理的な跡付けが必要となる司法行政文書であり、一定の期間保存すべきと裁判所内部規範に定められている。

また、特定年月日付で開示を申出た本来の目的である「文書事務における知識付与を行うためのツールと題する文書」の開示については、未だに探索及び精査の段階であり、通知時期が不明確であるにも拘わらず、一連の事務処理に含まれ、関連する当該文書を廃棄することは、不自然かつ極めて不可解であり、不当な行為と言わざるを得ない。本当に廃棄済みであるか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る文書として、決裁権者が、特定年月日付け「文書事務における知識付与を行うためのツール」と題する文書の開示を求める開示申出（以下「別件開示申出」という。）の開示期限を延長する旨及びその所要期間の判断（以下「本件延長決裁」という。）をするに当たって参考とするために作成されたメモ（以下「本件メモ」という。）が存在した。

しかし、文書の探索や精査を経て、最終的に文書の開示又は不開示の判断を行うという司法行政文書の開示手続において、その進捗状況は、時期に応じて刻々と変わっていくものであるところ、本件メモは、本件延長決裁の時点における別件開示申出に係る手続の進捗状況を記載したものであるから、本件延長決裁が終了すれば、その後、本件メモを参照したり、利用したりすることは想定されない。また、開示等の期限の延長に当たっては、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知するところ（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について（以下「実施細目」という。）記第1の5の(3)）、理由の記載の程度について定めはなく、手続の進捗状況を詳細に記載することが義務付けられているものではない。そのため、本件メモは、意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要ではなく、保存期間を1年以上とする必要のないもの（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)。以下「短期保有文書」という。）として、事務処理上必要な期間が満了後、速やかに廃棄したものである（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）記第11の1の(5)）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月9日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出に係る文書として本件メモが存在したが、本件メモは、本件延長決裁の時点における別件開示申出に係る手続の進捗状況が記載されたもので、本件延長決裁が終了すれば、その後参照されたり、利用されたりすることは想定されないものであるから、事務処理上必要な期間が満了後、速やかに廃棄されたとのことである。

そこで検討すると、司法行政文書の開示手続は、文書の探索や精査を経て、最終的に文書の開示又は不開示の判断を行うという過程を経ることから、その過程における状況に応じて文書に対する事務処理上の必要性も変わっていくと認められること、本件メモが本件延長決裁の時点における別件開示申出に係る手続の進捗状況を記載したものであることを踏まえれば、本件メモは、本件延長決裁の終了とともに、事務処理上使用されることが予定されなくなるということが出来る。

また、開示等の期限の延長に当たっては、開示申出人に対し、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知するとされているところ（実施細目記第1の5の(3)）、取扱要綱及び実施細目に上記理由の記載の程度についての定めはなく、上記通知に開示等の期限の延長に係る手続の進捗状況を詳細に記載することは義務付けられているものではないと解されるから、上記通知に係る事務に関して使用することを予定して本件メモを保存する必要もないと認められる。

そして、下級裁実施通達記第11の1の(5)においては、短期保有文書について、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされていることを踏まえれば、本件メモは、本件延長決裁の終了後、短期保有文書として廃棄

されたとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容は不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情はない。そのほか、大阪高等裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、大阪高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

特定年月日付けで大阪高等裁判所に「文書事務における知識付与を行うためのツール」と題する文書の開示を申出た。特定年月日付け大阪高等裁判所長官発「通知期限の延長について（通知）」にて、文書の探索及び精査に時間を要しているため、通知予定時期は本日から3カ月程度かかる見込みとの通知があった。通知予定時期が3カ月程度かかる見込みと判断した合理的な理由が分かる文書